

年会・分析化学討論会運営委員会規程

(総則)

第1条 年会・分析化学討論会運営委員会（以下、委員会という）の運営については、日本分析化学会協議会・委員会等規程によるほか、この規程の定めによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、年会・分析化学討論会各実行委員会による年会・分析化学討論会の実施運営に関する基本事項を協議・策定し、年会・分析化学討論会を円滑に開催することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、学術会合協議会議長（副会長）を委員長とし、各支部から2名ずつ選出された委員、及び必要により委員会から推薦された臨時委員で構成する。

- ② 支部選出の委員は、直近の年会または分析化学討論会実行委員長及び主たる実務担当経験者または予定者であることが望ましい。
- ③ 委員長及び支部選出の委員の任期は2年、臨時委員の任期は1年とする。いずれも再任は差し支えない。
- ④ 委員に欠員を生じ、委員会が必要と認めた場合は交代の委員を任命する。交代した委員の任期は、前任者の残務期間とする。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し議長となる。委員は第2条に定められた目的を遂行する。

(小委員会)

第5条 委員会は特定の目的を遂行するために、小委員会を設けることができる。小委員会は、委員会から委員1名以上が参画するほか、委員会が必要と認めた委員で構成する。

- ② 小委員会の規程は別に定める。

(委員の選出)

第6条 委員は委員長の推薦に基づき、理事会において承認し、会長が委嘱する。

(委員会の記録)

第7条 委員会の議事録は、委員長の指名により出席委員が作成する。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の承認を必要とする。

付則 本規程は2022年12月13日より施行する。